

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第35条 寒冷地手当は、職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号又は第2号に規定する地域（以下「寒冷地」という。）に在勤する職員（基準日において職員でなくなった者を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して、これを支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（以下「育児休業等規程」という。）第5条の規定により育児休業をしている職員 <u>及び第15条の2の規定により出生時育児休業をしている職員</u> 零</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当の除外者)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>(略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第35条 寒冷地手当は、職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号又は第2号に規定する地域（以下「寒冷地」という。）に在勤する職員（基準日において職員でなくなった者を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対して、これを支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（以下「育児休業等規程」という。）第5条の規定により育児休業をしている職員 零</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当の除外者)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>

(1)～(4) (略)

(5) 基準日（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日）に次に該当する職員

イ～ハ (略)

ニ 育児休業等規程第5条の規定に基づく育児休業者及び第15条の2の規定に基づく出生時育児休業者のうち、基準日以前6箇月以内の期間に勤務した期間（労働時間等規程第15条に規定する休暇及び同規程第24条に規定する介護休業の期間を含む。）がない者

(略)

（育児休業者等の給与）

第41条 育児休業等規程第5条の規定による育児休業又は第15条の2の規定による出生時育児休業（以下、「育児休業等」という。）を取得した職員の給与については、次に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第36条(期末手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員

ロ 第39条(勤勉手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員

(略)

附 則

この規程は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第35条第3項第6号、第37条第5号二及び第41条の規定は、令和4年10月1日から適用する。

【改正理由】

新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。

(1)～(4) (略)

(5) 基準日（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日）に次に該当する職員

イ～ハ (略)

ニ 育児休業等規程第5条の規定に基づく育児休業者のうち、基準日以前6箇月以内の期間に勤務した期間（労働時間等規程第15条に規定する休暇及び同規程第24条に規定する介護休業の期間を含む。）がない者

(略)

（育児休業者等の給与）

第41条 育児休業等規程第5条の規定による育児休業を取得した職員の給与については、次に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第36条(期末手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員

ロ 第39条(勤勉手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員

(略)